

児童相談所実情調査結果（速報版）概要

1 調査目的

依然として児童虐待の不幸な事件が発生しており、特に、児童相談所等の福祉機関が関わりながら、未然防止できなかった事例が起きている事を踏まえ、児童相談所における職員の専門性の確保のための取り組みや業務の方法等についての実情を把握するため、調査を実施。

2 調査時点

平成16年10月1日現在。

(訪問調査は平成16年11月1日～平成17年4月22日にかけて実施)

3 調査手法

- 各都道府県・指定都市に調査票（本庁所管課用、児童相談所用）を配布して実施。
- 併せて、平成16年度下半期（平成16年11月11日富山県調査～平成17年4月22日鹿児島県調査）にかけ、各都道府県・指定都市の児童相談所1か所（計60か所）について、当局職員と外部有識者が、直接訪問して聞き取り調査を実施。

4 調査結果の主なポイント

(1) 所管課に対する調査

① 教員、警察官との人事交流、活用状況について

- 教員との人事交流（常勤）を行っているのは、60都道府県・指定都市中21県・市（35.0%）となっている。警察官との人事交流を行っているところはなかった。
- また、非常勤職員または嘱託により教員・警察官を活用しているのは、20都県市（33.3%）となっている。

② 行政不服申し立ての状況について

- 行政不服申し立て件数は、14年度から16年度の3年間で全国で50件前後で推移している。

③ 今後の児童相談体制について

- 市町村合併、指定都市への昇格等による組織再編、離島・遠隔地への支所、分室、駐在の設置、虐待対応班（初期対応グループ）の設置などを検討している自治体が多く見受けられた。

④ 児童相談所における人事異動の基本的な考え方について

- 人事異動は、児相独自の基準ではなく、自治体全体の考え方によるものが多く、異動年数としては3年異動を原則とするところが多いが、中には5年、10年という自治体もある。
- また、児童相談所における専門性を確保するためには、少なくとも5年～10年程度の経験が必要、との指摘も多く見受けられた。

⑤ 平成11年度以降の職種別職員の増減状況と理由について

- 平成12年度から16年度の5年間で、全国で、児童福祉司は500人の増、児童心理司（心理判定員）は88人の増が図られている。
- その理由としては、児童虐待相談増加への対応、児童虐待に関する専従組織を設置、一時保護所の体制強化などが多く挙げられている。

⑥ 児童相談所の現状認識について

- 所管課の認識としては、虐待相談件数の増加と、困難事例の増加により、業務過多、職員の負担が増加している、という現状認識が圧倒的多数を占めている。